

# 飲酒運転撲滅ワンポイント資料

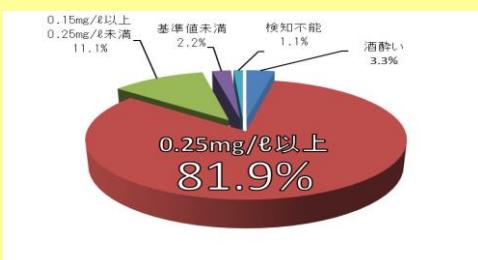
令和6年11月末現在

## 1 福岡県における飲酒運転による交通事故の状況



※ 令和6年10月末時点の全国順位は6位

### 運転者が保有していたアルコール濃度割合



8割以上が「高濃度アルコール保有者による酒気帯び運転」です。

アルコールの影響を認識しつつ、敢えて運転している悪質な運転者が多いことが分かります。

※ 高濃度～呼気0.25mg/ℓ以上の酒気帯び運転

## 2 飲酒運転を目撃した際の通報は県民の義務

(福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例)

### こんなときは、必ず110番！

- ・駐車している車の運転席で飲酒している。
- ・酒に酔った様子の人や酒臭のする人が運転席に乗ろうとしている。
- ・「蛇行運転」や「青信号なのに発進しないなど、飲酒運転の疑いのある車を見かけたときも、110番通報を。

### 110番通報の方法

- ① 「110」に電話
- ② 警察官が必要なことを尋ねるので安心して通報してください
- ③ 警察官が現場へ直行

### 福岡県警察からお願い

「あの車飲酒運転かも」「あの人飲酒運転するかも」そう思ったときは、迷わず110番通報してください。

- ・断片的な情報でも構いません。
- ・通報された方の氏名等を相手に伝えることは一切ありません。
- ・結果的に飲酒運転でなくても構いません。

### 福岡県における飲酒運転通報件数・検挙件数

通報：2021件・通報による検挙：180件

※ 集計期間：令和6年1月1日～令和6年11月30日

飲酒運転通報訓練マニュアル動画を  
YouTubeで公開中



こちらのQRコードからアクセス

## 3 アルコールの分解に必要な時間の目安



※ 体調・体质・アルコール濃度によっては、さらに時間が掛かります。

いずれかを  
飲めば…  
**4時間以上**  
(女性は5時間以上)

### よくある勘違い

「一眠りしたから大丈夫」

睡眠中は肝臓の機能が低下し、体内のアルコール分解速度は遅くなります。

「風呂やサウナで汗を流したから大丈夫」

体内的アルコールの多くは、肝臓で分解されるので、汗や尿などでアルコールが抜けることはほとんどありません。

## 4 飲酒運転の代償

- ① **罰則** 酒酔い運転：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
酒気帯び運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ② **行政処分** (※処分の前歴及びその他累積点数がない場合)

| 運転者    | 酒酔い運転                      | 35点 | 免許取消<br>(欠格期間 年) |
|--------|----------------------------|-----|------------------|
| 酒気帯び運転 | 0.25mg/L 以上                | 25点 | 免許取消<br>(欠格期間 年) |
|        | 0.25mg/L 未満<br>0.15mg/L 以上 | 13点 | 免許停止(90日)        |

場合によっては、  
**欠格期間が10年にも！**  
例：酒酔い運転をしていた者が、  
ひき逃げをした場合

### 運転者以外にも罰則が

- ① 車両の提供：お酒を飲んだ人やこれから飲む人に車を貸してはいけません。
  - ② 酒類の提供：車を運転する人にお酒を飲ませてはいけません。
  - ③ 車両に同乗：お酒を飲んでいる人が運転する車に同乗してはいけません。
- ※ ①～③とも禁止されており、懲役刑や罰金刑が定められています。

**罰金や行政処分のほか、逮捕、失業、家庭崩壊も…**

**飲酒運転は、絶対しない！させない！許さない！そして、見逃さない！**

※ この資料は県警ホームページ「飲酒運転の撲滅」カテゴリに掲載しています（ホーム→飲酒運転の撲滅→飲酒運転撲滅に関する各種資料）。

お問い合わせ：福岡県警察本部 交通企画課 飲酒運転対策係 092-641-4141 (内線5034)

# 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

## 運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

## 酒気帯び運転および帮助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

6年以下の懲役

又は

10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役

又は

30万円以下の罰金



違反者は、

3年以下の懲役 又は

50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役 又は

50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は

2年以下の懲役 又は

30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」  
は自転車運転者講習制度の対象になります。

## 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為

→ 信号無視、指定場所一時不停车、遮断踏切立入り、安全運転義務違反 等